

京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に基づき、京都市における「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に貢献する活動や取組（以下、「活動等」という。）を実践することを通じて、男女共同参画社会の発展に寄与している企業及び団体を表彰し、その活動等の内容を広く周知することにより、「真のワーク・ライフ・バランス」に関する市民の関心を高め、様々な活動等の更なる推進を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当し、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進を通じて男女共同参画社会の発展に特に貢献すると認められる実績があり、その活動等の内容が企業や市民の模範となり推奨できる者とする。

- (1) 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度において認証を受けている企業又は団体のうち、京都市内に本社又は事業所のあるもの
- (2) その他、市長が「真のワーク・ライフ・バランス」の推進のために行う事業において表彰を行うことが適当と認める企業又は団体

(募集及び調査)

第3条 市長は、年度ごとに期間を定めて表彰者を募集する。

- 2 市長は、前項の募集に対して応募のあった者の取組状況の把握を行うとともに、必要に応じてアンケートや聞き取り等による調査を実施する。
- 3 募集及び調査に係る手続の詳細については、別に定める。

(選考委員会の設置)

第4条 表彰者の選考を行うために、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、京都市男女共同参画審議会の部会をもってこれにあてる。
- 3 選考委員会は、必要があると認めるときは、選考委員会に審議会委員以外の者の出席又は協力を求めることができる。
- 4 選考委員会は表彰者の選考に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 表彰者の選定に係る事項
 - (2) その他市長が必要と認める事項
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(表彰者の決定)

第5条 表彰者は、前条に定める選考委員会の意見を聞いて市長が決定し、文書により通知する。ただし、対象者の中に表彰に足るものがない場合は、表彰は行わない。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状等を授与して行う。

(協力)

第7条 市長は、表彰者にその活動内容等を広く市民、企業に周知する事業に協力を求めることができる。

(表彰の取消)

第8条 市長は、表彰者について、明らかに本制度の趣旨に反するなど、表彰したことが不適当であると判断した場合は、その表彰を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は文化市民局長が定める。

附則

この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年6月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年9月3日から施行する。